

施設カルテ記載項目において、こういった判断基準に基づいて記載しているか、主な項目で解説します。

施設評価表（施設カルテ）記入要領【解説用】

施設評価表（施設カルテ）は、各施設担当課が条例や固定資産台帳※・土地台帳、各所管資料（施設台帳や施設パンフレット）等を元に、本記入要領に基づき作成しています。

なお、経費や利用状況等、平成28年度実績ベースで作成されていますが、管理・運営方法が大きく異なる等の事情がある場合、別の年度の実績を用いている場合があります（平成29年度以降に用途変更・指定管理導入・被災による大規模改修等。）。

※ 固定資産台帳は、市ホームページで公開されています。

1 基本情報

項目	説明	備考
設置目的	設置条例等から記載しています。	
地域区分	出水・高尾野・野田・その他から選択しています。	
小学校区	小学校区（14校区）から選択しています。	
設置根拠法令	国庫補助利用の場合等、設置根拠法令を記載しています。市町村単独事業等で、設置根拠法令がない場合は「－」と記載しています。	
利用者	設置条例や利用実績等に基づいて記載しています。 例 農業者等（条例）、スポーツ少年団（実際の利用）	主な利用者を記載しています。
管理運営形態	直営（臨職対応含）・指定管理・その他から選択しています。その他の場合は、（ ）内に詳細を記載しています。	
開館日 開館時間	例規上の開館日を記載しています（例 12/29～1/4、月曜日以外）。 例規上の開館時間を記載しています（8：30～22：00。）。	部屋によって差異がある場合、最大床面積の部屋で判定しています。
土地情報 ※土地台帳等参照	「その他」の場合、詳細を右欄に記載しています。 「駐車台数」は、パンフレット等で確認できない場合、駐車可能面積を1台当23㎡で除して求めています。	23㎡＝駐車スペース＋車路の概算値 面積等は土地台帳等参照
建築情報（主要建物）	「建築面積」及び「延べ床面積」は、基本的に主要建築物の面積を記載しています。 ※「出水市公共施設等総合管理計画」及び「出水市公共施設個別施設計画」における面積は、車庫等附属構造物の面積を加算しています。 「耐震基準」は基本的に建築基準法改正（S56.6.1）以降の建築物は、新基準となります。 「耐震診断」「耐震改修」⇒実施状況を記載しています。 「法定点検」⇒建築基準法第12条の規定に基	固定資産台帳等参照 なお、総合管理計画や個別施設計画上の面積は、主要建築物に加えて附属物の面積を加算しています。

	<p>づく定期報告が必要な建物のであるか否かを記載しています。</p> <p>「類似施設」⇒主に同一小学校区内で有無を判断しています。</p> <p>「避難所・選挙」 避難所や投開票所として指定されている場合、該当を記載しています。</p> <p>「設備の状況」 例 ○年に改修予定等（今後予定するもの）と記載しています。</p> <p>「施設取得の経緯」 例 ○年に国から払い下げを受け取得、○年に一般市民から寄附により取得、○年に○○事業を利用し新規建設・取得等と記載しています。</p>	
施設履歴	新築・取得から増改築等の履歴を記載しています。	本カルテでは3つ目までを記載しています。

2 施設の運用状況

項目	説明	備考
(1)施設で実施している事業等	<p>「健診を実施」「バレーやバドミントン等に利用」だけではなく、年間利用回数、利用者数等詳細を記載しています。</p> <p>例 体育館 バレー120日/300日（のべ160人） バドミントン200日/300日（のべ250人） 実習室 料理教室 80日/300日（のべ70人）</p> <p>学校・保育園等利用者が固定されている施設の場合、実施事業は記載せず、実際の利用者数/定員を記載しています。</p> <p>実利用者数は5月1日現在等各課統計基準日等を用いています。</p>	
(2)施設を構成する各部屋の状況と稼働率	<p>体育館のようなスペースの一部を使う場合でも、全面使用と判断しています（一部使用でも、施設は稼働しています。）。</p> <p>教室等、ほぼ同面積であれば、まとめて10室等で記載していますが、稼働率が大きく異なる場合（空き教室等）は、分けています。</p>	施設によっては、室数が膨大な場合があり、例外的な記載をしている場合もあります。
(3)管理運営費の状況 ①管理運営体制	<p>基本的に今回は常駐（専従）職員をカウントしています。普段は庁舎にいて、何かあった時に施設に出向く職員はカウントしていません。</p> <p>常駐（専従）はいるが、毎営業日ではなく、例えば営業日の半分に1名出勤していた場合、0.5人とカウントしています。</p>	
(3)管理運営費の状況 ②管理運営費と財源内訳	<p>人件費については、実際に当該施設に専属で勤務している職員数に各単価（下記参照）をかけて求めています。</p> <p>管理運営費合計と収入合計は等しくなりません（単純に単年度における、各実績値を記載してい</p>	減価償却費は固定資産台帳の数値を引用しています。

	ます。)。 一般行政職 5,603 千円、教育職 6,516 千円 医療職 5,282 千円、技能労務職 5,453 千円 臨時職員は実績額	
(3)管理運営費の状況 ③コストの分析	2 施設の運用状況(3)管理運営費の状況②管理運営費と財源内訳に記載された経費を元に、開館日数・利用者数・延床面積・収入でそれぞれ 1 日当・1 人当・1 m ² 当・収入の割合・受益者負担(使用料等)の割合を求めたものです。 老朽化比率は固定資産台帳から引用しています。	未利用スペース、代表者のみ使用料を払い、参加者が多数いる利用や、無料施設・減免利用等もあるため、あくまで参考値となります。

3 公共施設の評価

項目	説明	備考
(1)施設の老朽化等の評価 ①危険区域該当	出水市防災マップや、市・県HP等で危険区域を確認し、1 該当・3 非該当を選択しています。	
②耐震状況	基本的に建築基準法改正（S56.6.1）以降の建築物は、3 新基準としています。 旧基準でも耐震診断で耐震性有と判断された場合や耐震改修済みの場合も同様です。	
③老朽化状況	経過年数÷法定耐用年数で求めた値によって、3 分類して選択しています。 現況調査等による明確な老朽化（雨漏り等）については、別途記録・整理しています。	
④バリアフリー対応	①身障者用トイレ・②スロープ・③手すり・④身障者駐車場の4つの項目のうち、2つ以上該当を「対応済」、1つ該当を「一部対応」、一つも該当しない場合を「非対応」としています。	3 階以上の建物は、左に⑤エレベータ設置を加え、3つ以上を対応済、2～1つを一部対応としています。
⑤省エネ設備等導入状況	①LED照明・②太陽光発電・③断熱化・④その他 以上 4 項目のうち、50%以上該当を「導入済」、25%以上を「一部導入」、25%未満を「未導入」としています。	④「その他」は個別判断となりますが、その他再生エネルギーの利用や蓄電池、デマンド装置等があります。
⑥環境配慮対応状況	アスベストの有無、対応状況について選択していません（専門的な詳細調査等で判断されたものではありません。）。	
(2)施設の必要性の評価	各項目下記のとおり評価しています。 ○ = 3、△ = 2、× = 1 となります。 ① ○⇒概ね則している、△⇒一部目的外に使用、×⇒ほぼ目的外に使用 ② ○⇒施設の特異な設備等が必要、△⇒他施設でも軽微な変更で代替可能、×⇒他施設でも事業実施可能	②は立地場所は考慮せず、施設そのもので判断しています。

	<p>③ ○⇒法令等で義務とされ、市直営でないと不可能、△⇒義務だが、民間や地域への委託も可能、×⇒義務ではない。</p> <p>④ 事務事業評価等を参考に判断しています。</p> <p>⑤ 利用の可否は考慮せず、施設の機能のみで判断しています。</p>	
(2)施設の有効性の評価	<p>⑥ ○⇒80%以上、△⇒50%以上、×⇒50%未満</p> <p>⑦ ○⇒月10日以下、△⇒月半分以上、×⇒ほぼ毎日占有</p> <p>⑧ ○⇒80%以上地域住民以外も利用、△⇒50%以上、×⇒地域住民以外の利用50%未満（ほぼ地域住民が利用） ※ ここでの「地域」は学校区単位又は自治会単位</p> <p>⑨ ○⇒不可能、△⇒条件次第で可能、×⇒複合化が容易</p>	<p>⑨複合化⇒異なる機能を一施設に複合する（公民館と図書館を一つの建屋に入れる等。）。</p> <p>※統合⇒同一用途の複数施設を集約する（3つの武道場を一つにする等。）。</p>
(2)施設効率性の評価	<p>⑩ ○⇒法令等の制限がある、△⇒制限はないが、他に障害となる要因がある、×⇒民間参入が可能</p> <p>⑪ ○⇒移譲可能な地域団体が無い、△⇒団体はあるが、資金面等に課題がある、×⇒地域に権限受領の意思がある。</p> <p>⑫ ○⇒現在コスト削減が図られている、△⇒今後具体策を実施予定、×⇒改善策はなく、コストが増加している。</p> <p>⑬ 他類似施設との比較等により判断しています。</p> <p>⑭ 対策効果まで含めて判断しています。特に何もしていない場合は1となります。</p>	